

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(令和3年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況										委員の公募制導入状況等		
			開催状況	定数※4 <人>	委嘱されている 委員数 <人>	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※5に 抵触する委員数 <人>	5審議会以上 兼職する委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※5に 抵触する委員数 <人>	市職員の委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 <人>	女性登用率※7 <%>	公募制導入の有無	詳細 〔公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数〕	
			令和2年度の 開催回数※3 <回>												
防災危機管理局	防災会議	法律	1	70	64	1	0	7	2	2	1	21.8	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。	
	国民保護協議会	法律	0	35	22	5	0	4	0	1	0	38.1	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。	
	防災危機管理局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。	
総務局	特別職報酬等審議会	条例	0	10	10	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	行政不服審査会	法律	11	6	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。	
	職員倫理審査会	条例	2	6	6	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	職員傷病審議会	条例	22	9	9	0	0	0	0	0	0	22.2	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。	
	公務災害補償等審査会	条例	0	3	3	2	0	0	0	0	0	66.7	未導入	高度な識見を必要とする。	
	公立大学法人評価委員会	法律	6	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	入札監視等委員会	条例	3	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	苦情処理を目的としており、かつ高度な識見を必要とする。	
スポーツ市民局	空家等対策審議会	条例	2	5	5	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。	
	町名、町界審議会	条例	1	15	10	0	0	2	0	0	0	28.6	未導入	高度な識見を必要とする。	
	指定特定非営利活動法人審査会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	交通安全対策会議	条例	1	40	13	0	0	0	0	9	0	0.0	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。	
	情報公開審査会	条例	31	9	9	0	0	0	0	0	0	44.4	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。	
	個人情報保護審議会	条例	16	7	7	0	0	0	0	0	0	14.3	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。	
	消費生活審議会	条例	2	20	20	0	0	2	0	2	1	41.2	導入	2人	
	男女平等参画苦情処理委員	条例	0	3	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。	
	男女平等参画審議会	条例	4	20	15	0	0	0	0	0	0	60.0	導入	2人	
	スポーツ推進審議会	条例	1	15	14	0	0	2	0	0	0	46.2	導入	1人	
	障害者スポーツセンター運営審議会	条例	2	25	22	1	0	1	0	1	0	23.8	未導入	高度な識見を必要とする。	
	スポーツ市民局指定管理者選定委員会	条例	0	40	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	経済局	大規模小売店舗立地審議会	条例	5	12	12	0	0	0	0	0	0	41.7	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
		経済局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
観光文化交流局	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例	2	15	10	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。	
	観光文化交流局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。	
環境局	環境審議会	条例	6	25	21	0	0	1	0	0	0	33.3	未導入	高度な識見を必要とする。	
	千種区地域環境審議会	条例	1	20	20	1	0	0	0	0	0	45.0	導入	1人	
	東区地域環境審議会	条例	1	17	16	3	0	0	0	0	0	43.8	導入	応募なし	
	北区地域環境審議会	条例	1	20	18	2	0	0	0	0	0	55.6	導入	応募なし	
	西区地域環境審議会	条例	1	19	18	4	0	0	0	0	0	61.1	導入	応募なし	
	中村区地域環境審議会	条例	2	19	18	4	0	1	0	0	0	33.3	導入	応募なし	
	中区地域環境審議会	条例	1	18	17	4	0	0	0	0	0	41.2	導入	応募なし	
	昭和区地域環境審議会	条例	1	18	18	1	0	0	0	0	0	44.4	導入	1人	
	瑞穂区地域環境審議会	条例	2	18	17	6	0	0	0	0	0	47.1	導入	応募なし	

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況										委員の公募制導入状況等		
			令和2年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数	うち、指針に定める選任基準※5に抵触する委員数	5審議会以上兼職する委員数	うち、指針に定める選任基準※5に抵触する委員数	市職員の委員数	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数	女性登用率※7	公募制導入の有無	詳細	
			<回>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<%>		〔公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数〕	
環境局	熱田区地域環境審議会	条例	1	17	16	3	0	0	0	0	0	31.3	導入	1人	
	中川区地域環境審議会	条例	2	22	21	3	0	0	0	0	0	23.8	導入	応募なし	
	港区地域環境審議会	条例	2	19	18	2	0	0	0	0	0	22.2	導入	応募なし	
	南区地域環境審議会	条例	2	19	18	3	0	1	0	0	0	33.3	導入	応募なし	
	守山区地域環境審議会	条例	1	20	18	6	0	0	0	0	0	33.3	導入	応募なし	
	緑区地域環境審議会	条例	0	22	22	5	0	0	0	0	0	22.7	導入	1人	
	名東区地域環境審議会	条例	1	20	19	3	0	0	0	0	0	42.1	導入	応募なし	
	天白区地域環境審議会	条例	2	20	20	4	0	0	0	0	0	25.0	導入	1人	
	環境影響評価審査会	条例	3	20	20	2	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	公害健康被害認定審査会	法律	24	15	15	1	0	0	0	0	0	20.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ不服申立等に対する調査・審査及び市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。	
	住居の不良堆積物対策審議会	条例	0	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	南陽工場焼却設備等整備事業者選定審議会	条例	4	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
健康福祉局	社会福祉審議会	法律	10	50	31	7	0	5	0	0	0	35.7	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。	
	災害弔慰金等支給審査委員会	法律	0	7	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。	
	高齢者施策推進協議会	条例	2	25	25	0	0	2	0	0	0	32.0	導入	5人	
	民生委員推薦会	法律	3	14	12	1	0	1	0	1	0	55.6	未導入	高度な識見を必要とする。	
	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会	条例	4	19	17	0	0	0	0	0	0	35.3	未導入	高度な識見を必要とする。	
	介護認定審査会	法律	2414	636	318	147	0	0	0	0	0	32.3	※8①	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	福祉有償運送運営協議会	条例	1	19	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。	
	障害者施策推進協議会	法律	2	20	19	4	0	1	0	0	0	36.8	未導入	高度な識見を必要とする。	
	精神保健福祉審議会	条例	0	20	20	0	0	2	0	0	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	精神医療審査会	法律	33	20	20	0	0	0	0	0	0	25.8	※8①	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	障害者差別解消調整委員会	条例	5	6	6	0	0	1	0	0	0	33.3	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。	
	透析療法審査委員会	条例	12	6	6	0	0	0	0	0	0	0.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
	障害支援区分認定等審査会	法律	291	290	74	28	0	0	0	0	0	31.7	※8①	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	国民健康保険運営協議会	法律	2	21	20	0	0	1	0	0	0	44.4	未導入	高度な識見を必要とする。	
	保健所運営協議会	条例	1	30	16	0	0	3	0	1	0	13.3	導入	2人	
	感染症予防協議会	条例	0	30	25	7	0	0	0	0	0	16.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。	
	感染症診査協議会	法律	99	35	30	10	0	0	0	0	0	26.7	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。	
	予防接種健康被害調査委員会	条例	0	8	8	0	0	1	0	0	0	12.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。	
	衛生研究所等疫学倫理審査委員会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。	
	指定難病審査会	法律	12	20	10	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。	
	食の安全・安心推進会議	条例	2	20	14	2	0	0	0	0	0	50.0	導入	2人	
	人とペットの共生推進協議会	条例	2	20	15	0	0	0	0	0	0	40.0	導入	1人	
	健康福祉局指定管理者選定委員会	条例	0	40	11	0	0	0	0	0	0	54.5	未導入	高度な識見を必要とする。	
子ども青少年局	なごや子ども・子育て支援協議会	条例	3	35	33	0	0	0	0	0	42.4	導入	2人		
	子育て支援企業認定審査会	条例	7	8	0	0	0	0	0	0	—	導入	2人		

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況									委員の公募制導入状況等	
			令和2年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数	うち、指針に定める選任基準※5に抵触する委員数	5審議会以上兼職する委員数	うち、指針に定める選任基準※5に抵触する委員数	市職員の委員数	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数	女性登用率※7	公募制導入の有無	詳細
			<回>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<%>		〔公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数〕
子ども青少年局	障害児早期療育指導委員会	条例	0	20	15	0	0	0	0	0	0	53.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	発達障害者支援体制整備検討委員会	条例	2	20	14	0	0	0	0	1	0	42.9	未導入	高度な識見を必要とする。
	中央療育センター等倫理審査委員会	条例	0	6	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	児童虐待事例検証委員会	条例	0	10	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害児保育指導委員会	条例	2	15	9	0	0	0	0	1	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	子どもの権利擁護委員	条例	0	5	5	0	0	0	0	0	0	60.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	名古屋市いじめ問題再調査委員会	条例	11	4	6	0	0	0	0	0	0	16.7	未導入	高度な識見を必要とする。
	子ども青少年局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
住宅都市局	都市計画審議会	法律	3	20	19	0	0	2	0	0	0	30.8	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	広告・景観審議会	条例	3	20	12	0	0	1	0	0	0	54.5	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
	交通問題調査会	条例	7	30	26	0	0	1	0	0	0	38.1	導入	2人
	建築紛争調停委員会	条例	0	10	10	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
	建築審査会	法律	3	7	7	0	0	1	0	0	0	50.0	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	開発審査会	法律	0	7	7	0	0	2	0	0	0	50.0	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	土地利用審査会	法律	0	7	7	0	0	0	0	0	0	57.1	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	筒井土地区画整理審議会	法律	0	10	9	5	0	1	0	0	0	0.0 ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	葵土地区画整理審議会	法律	0	10	10	7	0	1	0	0	0	0.0 ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大曽根北土地区画整理審議会	法律	0	10	10	3	0	1	0	0	0	100.0 ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大高駅前土地区画整理審議会	法律	0	10	9	8	0	1	0	0	0	0.0 ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	ささしまライブ24土地区画整理審議会	法律	0	10	10	6	0	1	0	0	0	100.0 ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	鳴海駅前市街地再開発審査会	法律	0	13	13	0	0	0	0	0	0	36.4	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。	
緑政土木局	放置自動車廃物判定委員会	条例	0	10	8	0	0	0	0	0	0	37.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	自転車等駐車対策協議会	条例	0	25	22	0	0	1	0	1	0	31.6	未導入	高度な識見を必要とする。
	緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会	条例	3	32	5	0	0	0	0	0	0	33.3 ※81	未導入	高度な識見を必要とする。
	緑の審議会	条例	1	20	14	0	0	0	0	0	0	35.7	導入	3人
	緑政土木局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
上下水道局	下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会	条例	3	5	5	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	子どもいきいき学校づくり推進審議会	条例	3	15	10	0	0	1	0	2	0	50.0	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	いじめ対策検討会議	条例	3	10	6	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	社会教育委員	条例	5	10	10	0	0	1	0	1	0	40.0	導入	1人
	文化財調査委員会	条例	2	20	17	9	0	0	0	0	0	41.2	未導入	高度な識見を必要とする。
	図書館協議会	条例	4	10	10	0	0	1	0	1	0	60.0	導入	1人

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況										委員の公募制導入状況等	
			令和2年度の開催回数※3 〈回〉	定数※4 〈人〉	委嘱されている委員数 〈人〉	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数 〈人〉	うち、指針に定める選任基準※5に抵触する委員数 〈人〉	5審議会以上兼職する委員数 〈人〉	うち、指針に定める選任基準※5に抵触する委員数 〈人〉	市職員の委員数 〈人〉	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数 〈人〉	女性登用率※7 〈%〉	公募制導入の有無	詳細 〔公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数〕
教育委員会	博物館協議会	条例	1	20	14	1	0	0	0	1	0	42.9	導入	1人
	美術館協議会	条例	2	15	14	1	0	0	0	1	0	50.0	導入	1人
	科学館協議会	条例	2	15	13	0	0	0	0	1	0	53.8	導入	1人
	教育委員会事務局指定管理者選定委員会	条例	0	40	14	0	0	0	0	1	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。

※1 実質的に休止している、有松区画整理審議会、小幡駅前市街地再開発審査会（住宅都市局所管）及び産業教育審議会（教育委員会所管）は除く。

※2 審議会の設置根拠となる法令の区分

※3 令和3年4月1日に設置された審議会については「一」と記載

※4 法律又は条例等に規定されている委員の定数又は上限数

※5 法令等により委員の資格が制限されている場合等に該当し、他の者に代え難い特別の事情がある場合（名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第5条第2項）

※6 市職員が当該審議会の不可欠の構成要素である場合（指針第5条第4項）

※7 委嘱されている委員が0人である場合は「一」と記載
名古屋市職員、名古屋市会議員及び法人を除いて算出

※8 ①予備委員を含む登用率
②法律に基づき、公選によって選任される委員を除く。（例：土地区画整理法に基づき設置される審議会）

※9 法令等により委員の資格が制限されている場合等には、基準の適用をしないもの（指針第5条第5項）

名古屋市審議会の開催状況（令和3年4月1日時点で廃止している審議会）

所管局	審議会名称	区分※	開催状況	備考
			令和2年度の開催回数 〈回〉	
スポーツ市民局	瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会	条例	6	廃止
経済局	中央卸売市場運営協議会	条例	0	廃止
経済局	市場取引委員会	条例	0	廃止
病院局	病院局指定管理者選定委員会	条例	0	廃止

※ 審議会の設置根拠となる法令の区分